

第 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第1回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月10日（月） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 全員協議会室

3 出席委員 （11名）

1 番

2 番

4 番

5 番

6 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （2名）

3 番

7 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 4 番

5 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、総会を始めますので、皆様ご起立よろしく願いいたします。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、3番の委員、7番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	---

会 長 事 務 局 長	ただいまより鹿角市農業委員会第1回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。局長、よろしくお願いいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方よろしくお願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 4番の委員、5番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。 どうかよろしくお願いいたします。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案資料の2ページをお開きください。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号1番から9番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 (「なし」の声) よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「なし」の声) そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 6ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 7ページをお開きください。 第3条 【受付番号1番から8番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があれば発言をしていただきたいと思います。4番の委員はどうですか。 特に問題ないと思いました。 別の委員はどうですか。 耕作されておりましたので大丈夫だと思います。 それでは、次に5番の委員はどうですか。 事務局の説明どおりで特に問題になるようなことというのはありませんでした。 11番の委員はどうですか。 同じく支障ないと思います。 それでは、2番の委員は何か。 去年も耕作しているところで支障ないです。 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。ございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の10ページをお開きください。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 11ページをご覧ください。 第4条 【受付番号1番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらでも現地調査に行った委員より

委 員	り補足があればご発言をいただきたいと思います。5番の委員はどうですか。 ここは見たとおり、砂利が敷かれており、雪投げ場として使って、雪もまだ少し残っているような状態で明らかに農地以外の利用ということで確認してきました。 以上です。
議 長	それから、11番の委員はどうですか。
委 員	5番の委員と一緒に申請は妥当だと思います。
議 長	ご苦労さまでございます。それでは、ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言いただきたいと思います。何かございませんか。事務局の説明でよろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の12ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。 農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 次、13ページをお開きください。 第5条 【受付番号1番から3番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、こちらについても現地確認に行った委員より補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。5番の委員はどうですか。
委 員	特に問題になることはありませんでした。農地として昨年まで管理されておりましたので妥当と思います。
議 長	11番の委員はどうですか。
委 員	私も申請は妥当だと思います。
議 長	ご苦労さまでした。それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言いただきたいと思います。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第4号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。

事 務 局	議案の１４ページをお開きください。 議案第４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １５ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号１番から３４番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	委員より何かございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	いいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。